

建築廃材の廃棄方法について

業者が施工した工事に伴う建築廃材の廃棄方法

業者が施工した工事に伴う建築廃材は、産業廃棄物として施工業者が処理します。
建物の所有者（発注者）が建築廃材を廃棄してはいけません。

日曜大工（DIY）に伴う建築廃材の廃棄方法

建物の所有者が自ら施工した場合に限り、市で建築廃材を処理します。

①建築廃材はごみ集積所に出すことはできません。

- ・出せないもの：屋根材、外壁材、内壁材、天井材、床材、断熱材
【例】瓦（日本瓦を含む）、スレート、ボード類、グラスウールなど
- ・ただし、木材、金属、石、ガラスのみで構成されたものは、出すことができます。
- ・ごみ集積所への排出には、大きさや太さなどの制限がありますので、「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

②集積所に出すことができない建築廃材は、市処理施設に直接お持ち込みください。

- ・持込場所は、可燃性の建築廃材は清掃工場、不燃性の建築廃材は不燃物中間処理センターになります。他の施設には持ち込めません。
- ・持込の際に手数料が必要です。
- ・市処理施設への持込には、大きさや太さなどの制限がありますので、「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

③不燃物中間処理センターに持ち込まれる際は、必ず飛散防止対策を行ってください。

- ・石綿が飛散するのを防ぐため、透明又は半透明のビニール袋等で二重に包み、袋の口をテープ等でしっかり封をしてから、お持ち込みください。
※以下により石綿が含まれていないことが確認できるものは、飛散防止対策の必要はありません。
ア. 大気汚染防止法に基づく事前調査結果（裏面参照）をお持ちの場合
イ. 平成18年9月1日以降に着工した建物で、着工日が確認できる設計書等をお持ちの場合
ウ. 金属、石、ガラスのみで構成されたもの
エ. 日本瓦など陶器製の瓦

市民の皆様や作業員の健康を守るための措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

建築廃材の廃棄方法について（山口市） <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/gomisigen/128473.html>

各種お問い合わせ先・参考ウェブサイト

- 建築廃材の廃棄に関すること
- 石綿（大気汚染防止法）に関すること

山口市資源循環推進課 TEL083-941-2173
山口県山口環境保健所 TEL083-934-2536

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料（環境省） <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>
目で見えるアスベスト建材（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html
石綿含有建材データベース（国土交通省） <https://asbestos-database.jp/>

お問い合わせ窓口
発行：山口市環境部 資源循環推進課

〒753-0214 山口市大内御堀496番地
TEL083-941-2173・FAX083-927-8641
E-mail:shigen@city.yamaguchi.lg.jp

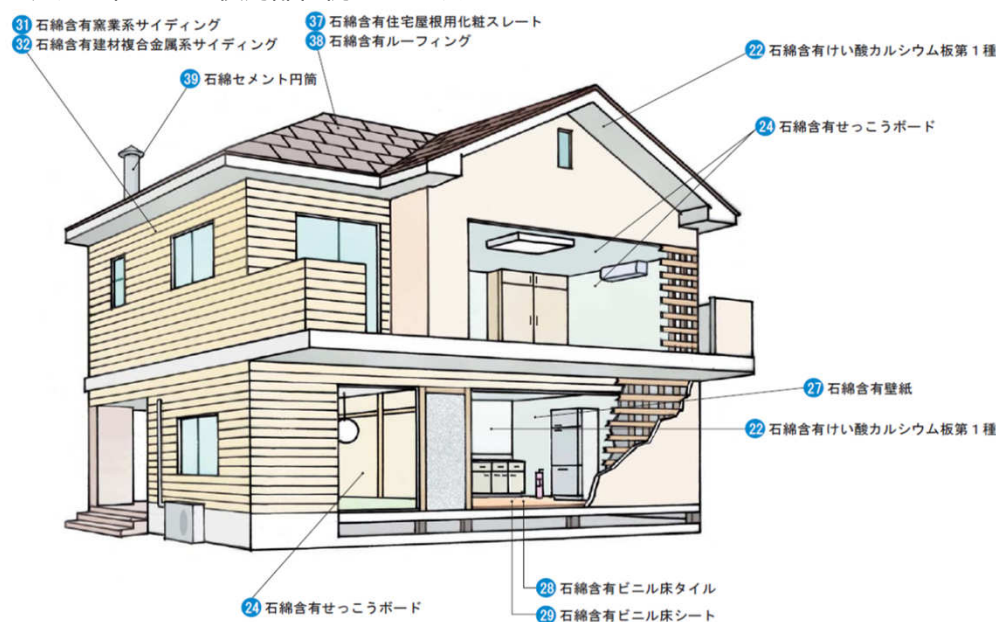
石綿（アスベスト）と大気汚染防止法の改正について

石綿は、耐火・耐熱・防音性に優れ、安価で加工しやすいことから、高度成長期を最盛期として多く使用されてきました。しかしながら、飛散した石綿の繊維を吸い込むと、長期の潜伏期間を経て悪性中皮種や肺がんなどの肺疾患を引き起こすことが分かり、平成18年に全面的に使用が禁止されました。主に建築材料として使用され、その多くが一般住宅でも使われている石綿含有成形板等に使用されたと推定されています。

今後、建物の解体工事が年々増加していく見込みのため、令和2年に大気汚染防止法が改正され、従来の吹付け石綿、石綿含有保温材等に加え、令和3年4月1日から新たに石綿含有成形板等を含む、すべての石綿含有建材の飛散防止対策が強化され、**一般住宅の工事を行う際にも、事前に石綿含有の有無を調査することが義務付けられました。**

なお、石綿含有成形板等は、通常の状態では石綿が飛散する恐れはありませんが、セメント等と石綿が混ざって固められており、見た目では石綿含有の有無を判断することは非常に困難なため、**石綿の事前調査を行わずに、石綿が含まれている可能性のある建材の切断、破碎などを行わないよう注意してください。**

<戸建て住宅での使用部位例> ※出典：目で見えるアスベスト建材（国土交通省）



けい酸カルシウム板第1種（軒天）



クリソタイル（白石綿）



出典: THE ASBESTOS/せきめん読本
(1996年日本石綿協会)

事前調査の義務と手順について

建物の補修・改造・解体工事を行う際は、石綿の事前調査が必要です。建物の建築時期、構造、規模にかかわらず全ての建物が調査の対象となります。

●工事を業者に発注する場合

・受注業者が事前調査を行います。発注者は事前調査に係る費用負担が必要です。

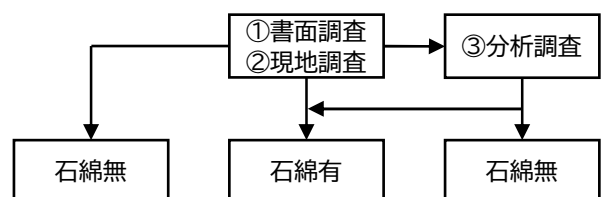
●所有者自らが施工する場合（日曜大工、DIY）

・建築物石綿含有建材調査者の資格を持っている業者に、有料で事前調査をご依頼ください。

【事前調査の手順】

- ①設計書等により建築材料等を確認し、石綿含有建材データベース等を活用した調査を行います。
- ②現地での目視により、書面調査との相違等を確認します。判定できなかった場合は、分析調査を行うか石綿有とみなします。石綿無とみなすことはできません。
- ③同一材料ごとに試料を採取し、分析を行います。

※調査結果は、当該建物の工事を将来に行う際にも活用することができますので、大切に保管してください。



平成18年9月1日以降に着工して建てられた建物は、書面調査で着工日が確認できれば、その後の調査は必要ありません。（資格者による調査は不要）

壁等に釘を打つ、釘を抜くなどの軽微な作業のみを行う場合は事前調査不要です。なお、電動工具等を用いて壁等に穴を開ける作業は事前調査が必要です。